

防災等に資するWi-Fi環境の整備計画

(平成30年1月更新)

防災等に資するWi-Fi環境の整備計画

「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)※に基づいて、平成28年12月に策定した「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」(以下「整備計画」という。)について、地方公共団体に対する直近の調査結果を踏まえ更新する。

※ 「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)及び「世界最先端IT国家創造宣言」(平成28年5月20日閣議決定)抄
外国人旅行者等が観光・災害時にも利用しやすいWi-Fi環境を実現するため、2020年までに主要な観光・防災拠点における重点整備箇所(避難所・避難場所に指定された学校等を含む(推計29,000箇所(※1)))について、国が本年中に作成する整備計画(※2)に基づき、無料Wi-Fi環境の整備を推進する。
(※1 箇所数は今後更に精査) (※2 今後、毎年度改定を予定)

更新の経緯と概要

- 平成28年12月 ・「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を公表。
・平成31年度までのWi-Fi環境の整備目標数として、約3万箇所を設定。
- 平成29年4月～ ・各地方公共団体等において、「整備計画」に基づき、Wi-Fi環境の整備を推進。
- 平成29年10月 ・「整備計画」の進捗状況を把握するために地方公共団体への調査を実施。
・その際、避難所等におけるWi-Fi環境について、避難距離や時間を考慮した整備の必要性を改めて周知し、整備箇所の均てん化や見直しを実施。
- 平成30年 1月 ・「整備計画」の更新を公表。

防災等に資するWi-Fi環境の整備計画

1. 「整備計画」の主旨

防災等に資するWi-Fi環境の整備について、

- ① 災害発生以降、災害の危険性がなくなるまで滞在し避難生活を送る避難所・避難場所
- ② 被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点

などにおいて、整備箇所数、整備時期などを示す「整備計画」に基づき整備を着実に実施することで、災害時の必要な情報伝達手段を確保する。なお、平時においては、観光関連情報の収集、教育での活用などにより利便性の向上を図る。

2. 整備目標数(3か年)

平成31年度までの整備目標数※として、約3万箇所(整備済みを含む。)を設定。

※ 国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備等の箇所数

【内訳】

- 避難所・避難場所(学校、市民センター、公民館等)のうち、地域の面積・人口などを勘案して設定
⇒【約2.2万箇所】
- 官公署のうち、地方公共団体本庁舎及び主要な支庁舎の数を勘案して設定
⇒【約0.4万箇所】
- 地方公共団体が運営する拠点の数を勘案して設定(博物館、文化財、自然・都市公園、案内所)
⇒【約0.4万箇所】

3. 「整備計画」の対象範囲(主なもの)

<p>① 防災拠点(避難所・避難場所に指定された学校、市民センター、公民館等、官公署)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の4第1項の規定により指定された避難場所◆ 災害対策基本法第49条の7第1項の規定により指定された避難所◆ 地方公共団体本庁舎及び主要な支庁舎 等	<p>② 被災場所として想定され、災害対応の強化が望まれる公的な拠点(博物館、文化財、自然・都市公園、案内所)</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館◆ 文化財保護法(昭和25年法律第204号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財のうち有形文化財◆ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第1項に規定する自然公園内に設置される施設◆ 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項第2号に規定する公園又は緑地◆ 地方公共団体が設置又は運営する観光案内所 等
--	--

4. 「整備計画」に基づく整備の実施

ア. 都道府県や、協議会(地方公共団体や民間事業者等により構成)等において、官民の役割分担を十分調整した上で、地方公共団体等が主体となって整備を実施。

イ. その際、財政力指数が0.8(3か年の平均値)以下又は条件不利地域^{※1}の団体について、事業効果の観点から整備が進みにくい箇所から優先して、国による支援(公衆無線LAN環境整備支援事業^{※2})を実施。

※1 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

※2 補助率は1/2(財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3補助)

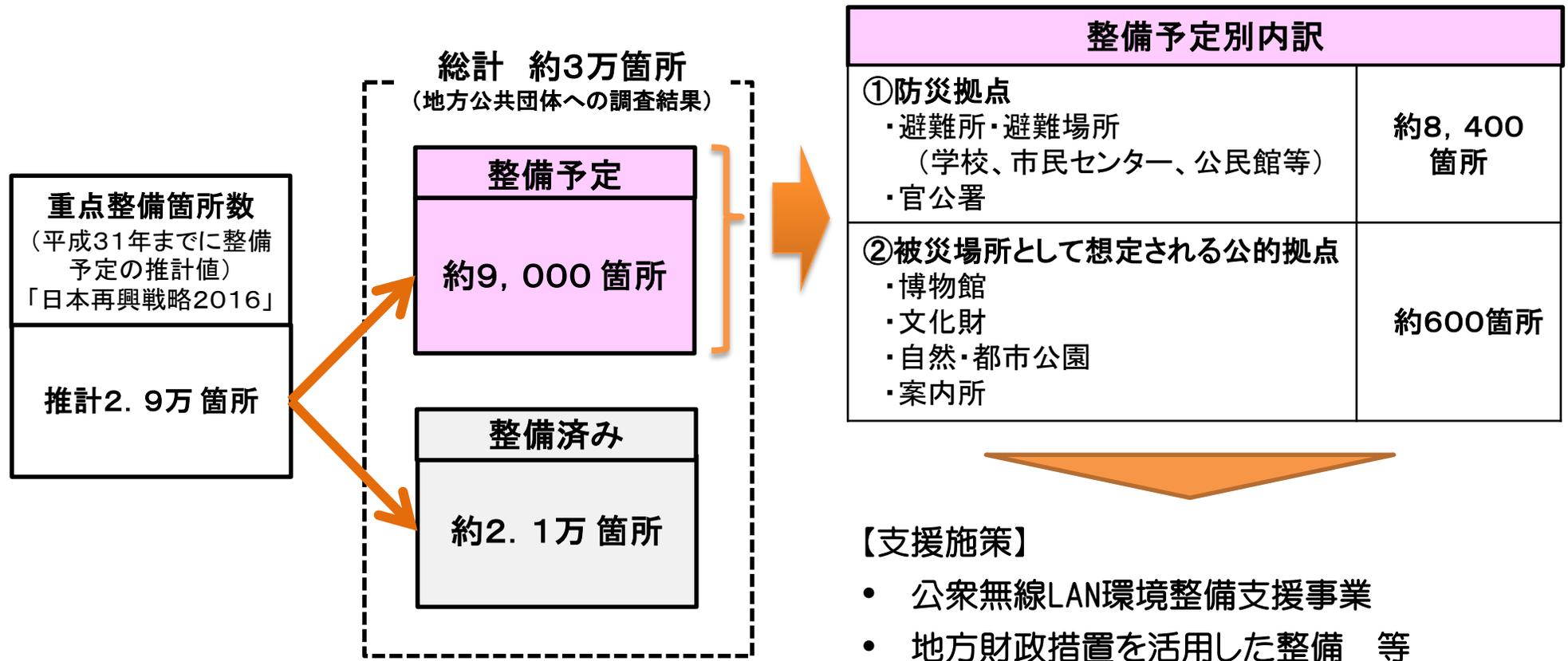
ウ. 上記イ以外の団体においても、地方財政措置を活用した整備や民間事業者等と協調した自主的な整備等により、整備の推進を図る。

5. 「整備計画」の更新

「整備計画」は、各年度、その進捗状況を把握し更新する。

防災等に資するWi-Fi環境の整備状況・整備予定

- 地方公共団体への調査の結果(平成29年10月時点)、新規整備分に加えて、災害時に活用できる既存整備分の把握が進み、約2.1万箇所が整備済みとなった(整備済み率70%)。
※ 平成28年10月調査時点では、整備予定は約1.6万箇所、整備済みは約1.4万箇所。
- 今後、残りの約9,000箇所について、「整備計画」に基づき、Wi-Fi環境の整備を推進。



防災等に資するWi-Fi環境の整備の進め方

- 各地方公共団体への直近の調査結果では、平成31年度までに約3.2万箇所について整備意向が示されているが、平成29年度における新規の整備状況等を踏まえ、全国における平成31年度までの整備目標数は、引き続き、約3万箇所とし、その達成を図る^{※1}。
 - ※1 まずは、約3万箇所の整備目標数の達成を目指すこととし、その後の整備の在り方については、「整備計画」の進捗状況を踏まえ、必要に応じて検討
- 平成29年度は2,512箇所の新規整備にとどまっております、平成30、31年度においては整備^{※2}の加速化が必要。平成29年度実績を踏まえ、整備機運が広まることを期し、平成30、31年度に整備箇所を割り振り。
 - ※2 国による支援を活用した整備、地方財政措置を活用した整備、自主的な整備 等

【3か年の整備イメージ】

(整備率)

100%

90%

80%

70%

60%

50%

40%

62%

29年度
(実績)
2,512箇所

70%

30年度
(目標)
約4,000箇所

83%

31年度
(目標)
約5,000箇所

100%

目標
約3万箇所

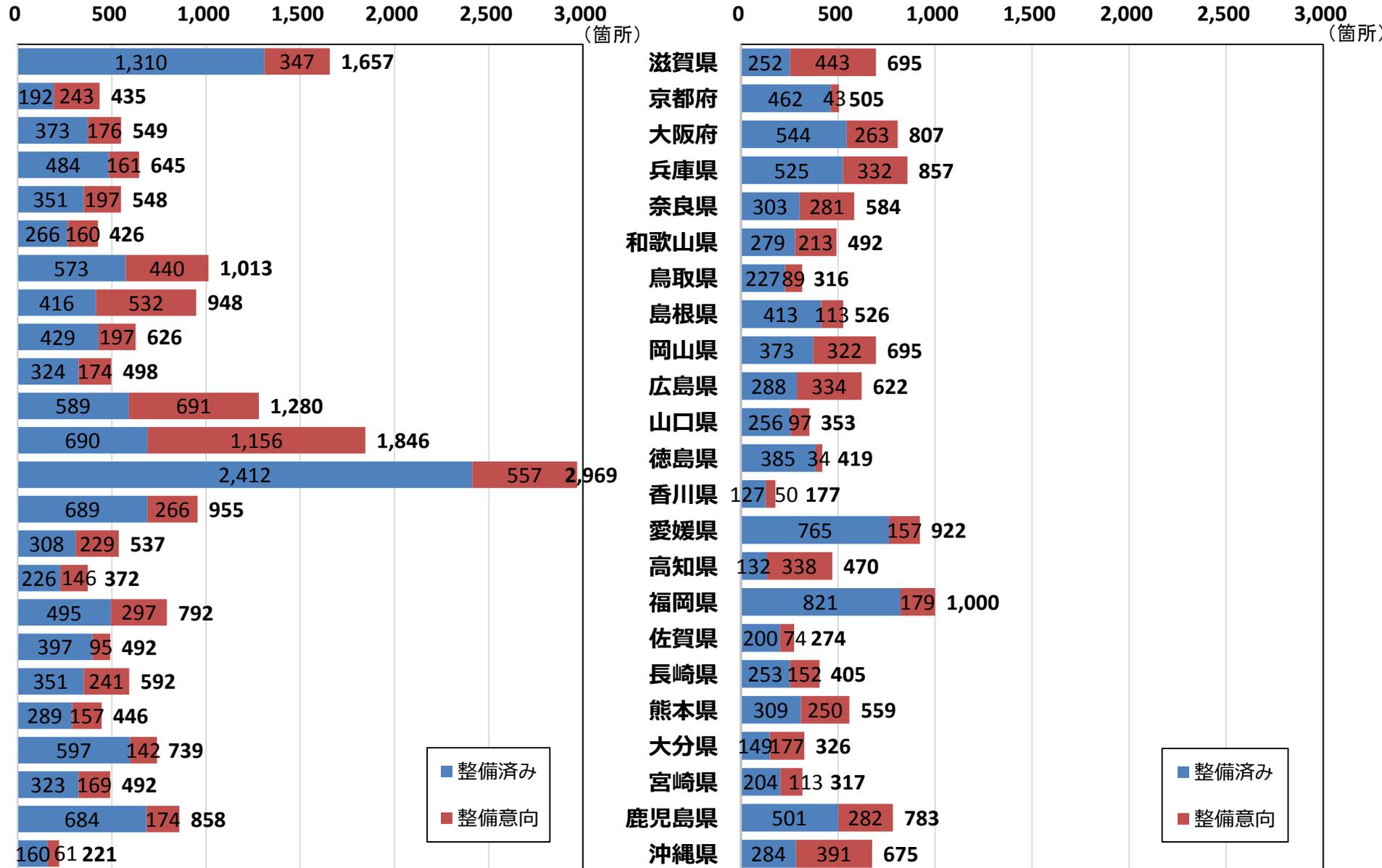
平成29年度

平成30年度

平成31年度

參考資料

都道府県別 整備意向数及び整備済み数(グラフ)



※1 平成29年10月現在 ※2 平成29年度に整備予定の箇所は「整備済み」として計上

都道府県別 整備意向数及び整備済み数(詳細)

都道府県	実施率	整備済み			整備意向			合計 (①+②+③+④)
		防災拠点 (①)	被災場所として 想定される 公的拠点 (②)	合計 (①+②)	防災拠点 (③)	被災場所として 想定される 公的拠点 (④)	合計 (③+④)	
北海道	79.1%	1,086	224	1,310	316	31	347	1,657
青森県	44.1%	136	56	192	224	19	243	435
岩手県	67.9%	288	85	373	168	8	176	549
宮城県	75.0%	396	88	484	151	10	161	645
秋田県	64.1%	293	58	351	190	7	197	548
山形県	62.4%	198	68	266	150	10	160	426
福島県	56.6%	448	125	573	420	20	440	1,013
茨城県	43.9%	370	46	416	503	29	532	948
栃木県	68.5%	362	67	429	187	10	197	626
群馬県	65.1%	251	73	324	160	14	174	498
埼玉県	46.0%	554	35	589	662	29	691	1,280
千葉県	37.4%	594	96	690	1,084	72	1,156	1,846
東京都	81.2%	2,255	157	2,412	494	63	557	2,969
神奈川県	72.1%	621	68	689	238	28	266	955
山梨県	57.4%	266	42	308	201	28	229	537
新潟県	60.8%	158	68	226	139	7	146	372
長野県	62.5%	334	161	495	279	18	297	792
富山県	80.7%	317	80	397	87	8	95	492
石川県	59.3%	235	116	351	216	25	241	592
福井県	64.8%	228	61	289	139	18	157	446
岐阜県	80.8%	480	117	597	131	11	142	739
静岡県	65.7%	227	96	323	156	13	169	492
愛知県	79.7%	593	91	684	169	5	174	858
三重県	72.4%	109	51	160	56	5	61	221
滋賀県	36.3%	168	84	252	419	24	443	695
京都府	91.5%	375	87	462	43	0	43	505
大阪府	67.4%	485	59	544	261	2	263	807
兵庫県	61.3%	415	110	525	323	9	332	857
奈良県	51.9%	219	84	303	228	53	281	584
和歌山県	56.7%	196	83	279	204	9	213	492
鳥取県	71.8%	203	24	227	77	12	89	316
島根県	78.5%	315	98	413	69	44	113	526
岡山県	53.7%	301	72	373	307	15	322	695
広島県	46.3%	233	55	288	330	4	334	622
山口県	72.5%	178	78	256	85	12	97	353
徳島県	91.9%	333	52	385	32	2	34	419
香川県	71.8%	91	36	127	47	3	50	177
愛媛県	83.0%	700	65	765	146	11	157	922
高知県	28.1%	97	35	132	322	16	338	470
福岡県	82.1%	723	98	821	158	21	179	1,000
佐賀県	73.0%	148	52	200	74	0	74	274
長崎県	62.5%	153	100	253	145	7	152	405
熊本県	55.3%	239	70	309	227	23	250	559
大分県	45.7%	61	88	149	168	9	177	326
宮崎県	64.4%	149	55	204	107	6	113	317
鹿児島県	64.0%	399	102	501	252	30	282	783
沖縄県	42.1%	218	66	284	373	18	391	675
合計	64.1%	17,198	3,782	20,980	10,917	818	11,735	32,715

※1 平成29年10月現在

※2 平成29年度に整備予定の箇所は「整備済み」として計上

※3 実施率＝整備済み数／(整備済み数＋整備意向数)

公衆無線LAN環境整備支援事業

- 防災の観点から、防災拠点（避難所・避難場所、官公署）及び被災場所として想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点（博物館、文化財、自然公園等）における公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行う地方公共団体等に対し、その費用の一部を補助する。

ア 事業主体：財政力指数が0.8以下（3か年の平均値）又は条件不利地域（※）の普通地方公共団体・第三セクター

※ 過疎地域、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯

イ 対象拠点：最大収容者数や利用者数が一定以下の

- ①防災拠点：避難所・避難場所（学校、市民センター、公民館等）、官公署
- ②被災場所と想定され災害対応の強化が望まれる公的拠点：博物館、文化財、自然公園 等

ウ 補助対象：無線アクセス装置、制御装置、電源設備、伝送路設備等を整備する場合に必要な費用 等

エ 補助率：1/2（財政力指数が0.4以下かつ条件不利地域の市町村については2/3）

当初予算額 (億円)

H28年度	H29年度	H30年度 予算案
—	31.9	14.3

イメージ図



Wi-Fi環境の整備に関する地方債

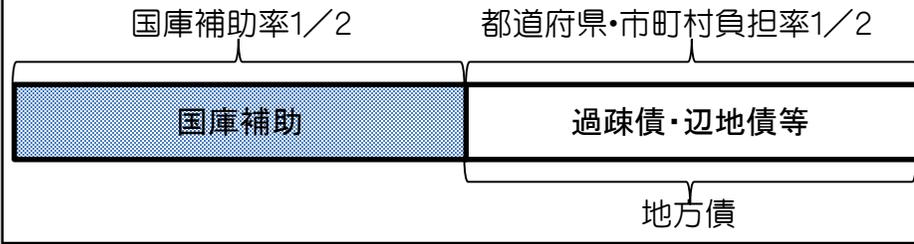
公衆無線LAN環境整備支援事業(国庫補助事業)

○ 活用可能な地方債(国庫補助に伴う地方負担分)

- ・ 過疎市町村… 過疎対策事業債(充当率100%、交付税算入率70%)
- ・ 辺地を有する市町村… 辺地対策事業債(充当率100%、交付税算入率80%)
- ・ その他の市町村… 一般補助施設整備等事業債(充当率75%、交付税算入なし)
- ・ 都道府県… 公共事業等債(充当率90%、交付税算入率20%)

普通地方公共団体の負担イメージ

・ 補助率1/2の場合



・ 補助率2/3の場合



※ 第三セクターは1/2の国庫補助のみ

緊急防災・減災事業債(地方単独事業)

- 指定避難所における避難者の生活環境の改善のために実施する施設整備事業(Wi-Fi環境の整備を含む)

地方公共団体の負担イメージ

